

電波監理審議会（第931回）議事要旨

1 日 時

平成20年5月21日（水） 15：00～

2 場 所

総務省会議室（10階1002会議室）

3 出席者（敬称略）

(1) 電波監理審議会委員

羽鳥 光俊（会長）、井口 武雄（会長代理）、濱田 純一、小舘 香椎子

(2) 電波監理審議会審理官

西本 修一

(3) 幹事

石田 修司（総合通信基盤局総務課課長補佐）

(4) 総務省

田中電波部長、河内官房審議官他

4 議 事 模 様

(1) 電波法施行規則、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案並びに周波数割当計画の一部変更案について

（20.3.12諮問第13号及び第14号）

19GHz帯構内無線局及び1,900MHz帯加入者系無線アクセス通信を行う無線局の制度廃止等に伴う標記省令案等について、意見の聴取の手続を主宰した審理官から提出された意見書（参照：第447回電波監理審議会意見の聴取意見書）及び調書に基づき審議した結果、適当であると認め、答申した。

(2) 広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分に係る異議申立てについて

（付議第4号）

平成20年5月21日付けで付議された、総務大臣が行った平成20年総務省告示第126号により告示された広帯域電力線搬送通信設備の型式指定に係る異議申立てについて、総務省から次のとおり説明及び質疑応答があった。

なお、本件は、電波法の規定により、当審議会において審理を行う必要があるため、審議

した結果、本件審理を主宰する主任審理官として佐藤歳二を、主任審理官を補佐する補佐審理官として西本修一をそれぞれ指名した。

ア 総務省の説明

本件は、平成19年3月23日付け、同年5月16日付け、同年7月11日付け、同年9月12日付け、同年11月14日付け、同年12月12日付け及び平成20年3月12日付けで電波監理審議会に付議した広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分に関する異議申立てと類似の案件である。今般、新たに平成20年3月17日付けで官報告示された広帯域電力線搬送通信設備の型式指定について、その取消しを求める異議が申し立てられたものである。

まず、異議申立ての年月日については、平成20年4月8日に異議申立てがなされたものであり、異議申立人は平成19年付議第1号から付議第4号まで、付議第22号及び付議第23号並びに平成20年付議第3号と同様に115名である。

異議申立てに係る処分については、平成20年3月17日付けで官報告示された型式指定処分3件である。

これに基づき、総務省で形式審査した結果、異議申立人の申立資格、代表者等の資格の証明等を除いて「適」としている。異議申立人の申立資格については、総務省としては、電波監理審議会の審理の中で釈明を求めていきたいと考えているため審査留保としている。また、代表者等の資格証明については、不備部分について補正を求める必要があるため、審査留保としている。しかし、補正を求めている内容が審理を行う上で、実質的な支障を生じさせるものではないため、電波法第85条の規定に基づき、電波監理審議会の議に付するものである。

イ 主な質疑応答

- ・ 広帯域電力線搬送通信設備に関する技術については、制度を導入した時点から改善しているのか、との質問に対し、数年前に本制度を導入するにあたって開催した研究会において、技術的な基準を検討していた時点よりはかなり改善されており、一昨年、制度を導入するため規定した技術的条件を基準としている、との回答があった。

(3) 電波法施行規則、無線設備規則、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則及び無線設備規則の一部を改正する省令の各一部を改正する省令案について

(諮問第24号)

本件は、諮問第25号と関連する事案であったため、諮問第25号と一括して総務省の説明があった。

(4) 周波数割当計画の一部変更案について

(諮問第25号)

本件は、諮問第24号と関連する事案であったため、諮問第24号と一括して総務省から次のとおり説明があった。

なお、諮問第24号については、電波法第99条の12第1項により意見の聴取が義務付けられており、また、諮問第25号については、諮問第24号と一括して意見の聴取を行うことが適当であると認められたため、一括して意見の聴取を行うこととし、その意見の聴取の手續を主宰する審理官として西本修一を指名した。

○ 総務省の説明

本件は、簡易無線局のデジタル化及び登録制度の導入、動物検知通報システムの導入、2.4GHz帯模型飛行機用無線操縦装置に関する技術的条件の追加並びに超広帯域(UWB)無線システムの経過措置の延長に係る関係規定の整備を行うものである。

このうち前記3点については、情報通信審議会において技術的条件が検討され、本年3月にそれぞれ答申を受けた。それらの答申を踏まえ、関係省令の改正を行うものである。

1点目は、簡易無線局のデジタル化及び登録制度の導入についてである。現在、簡易無線局は、主に工事現場や運送業等で約65万局が運用されている。このシステムはアナログ方式による音声通信を主体として利用されている状況である。今後、レジャー用途、データ系のシステム又はレンタル用途として、さまざまな需要が増大している状況を踏まえ、技術的条件について情報通信審議会にて検討され、現在のアナログ方式に加え、デジタル変調方式を導入する旨の答申を受けた。そこで、現在のアナログ用のチャンネルとしてある55チャンネルから、同等の周波数幅で約100チャンネルの使用が可能となるデジタル方式を導入するものである。また、そのうちの35チャンネルはキャリアセンスの機能を持つ登録局としてレジャー用途での使用を可能とするため、関係規定の整備を行うものである。

2点目は、動物検知通報システムの導入についてである。これは最近、サル等の動物が群れをなして農作物に被害を与えることが多発化している中で、電波を利用した対応方法について情報通信審議会において検討され、本年3月に答申を受けたものである。具体的には、サル等は群れをなして行動し、農作物の被害をすることがあることから、サル等に送信器を付けて放すことにより、サル等の行動を受信機で検知することによって、そのサル等の群れによる農作物被害対策を行うための検知システムを導入する。本システムは150MHz帯の電波を利用することから、1km程の遠距離において情報が得られるものである。

また、動物研究の通報システムを導入することにより、例えば、クマがどのように行動しているのかといった生態を観察し、研究等に活用したいという需要に対し、クマ等に150MHz帯の周波数を使用した送信機をつけ、受信機でクマ等の位置情報を把握し、生態調査等に活用することを可能とするため、関係規定の整備を行うものである。

3点目は、無線操縦装置、いわゆるラジオコントロールに関しては、現在500万台程利用

されているが、技術的な進展に伴い、今回新たに2.4GHz帯小電力データ通信を使用するラジオコントロールを導入するものである。2.4GHz帯に関しては、いわゆる無線LAN等でも使用されていることから、混信することによりラジオコントロール模型が落下することがないように、周波数ホッピング等を規定することによって、安全性に配慮した技術的条件を整備するものである。

4点目は、UWB無線システムの経過措置の延長についてである。本システムは屋内等の短距離で使用する超広帯域の無線システムであり、平成18年に制度化されたものである。制度化された際、平成20年12月31日までは4.2GHzから4.8GHzまでの周波数帯において、一定の干渉軽減技術を具備しなくても利用可能とする経過措置を規定していたところである。経過措置の期限を平成20年とした理由は、当該期限までにIMTアドバンストを含む第4世代移動通信システムに関する検討が具体化すると想定していたためであるが、昨年開催された世界無線通信会議(WRC-07)において、IMTアドバンストの周波数として3.4GHzから3.6GHzまでが特定され、平成23年までに標準化が完了する予定となり、ヨーロッパにおいても、当該周波数帯においては干渉を軽減する機能を有することを要しない期間を平成22年末までとしているところである。そのような状況を踏まえ、現在の平成20年12月31日までの期限を平成22年12月31日までに延長するため、無線設備規則の一部を改正する省令の一部を改正するものである。

また、関係省令の整備に併せ、400MHz帯デジタル簡易無線に使用する周波数の設定及びアナログ簡易無線で使用してきた周波数の使用期限の設定並びに動物検知通報用システムに関する周波数の設定のため、周波数割当計画の一部を変更する。

1点目は、デジタル簡易無線の導入に関するものである。これまでアナログ簡易無線は、合計55チャンネルが使用されてきたが、需要予測を踏まえ、デジタル簡易無線として100チャンネルを確保することとする。これによりチャンネル数は約2倍となるが、必要な周波数帯幅は約1割減らすことが可能となり、周波数の使用効率が高まることから、電波の有効利用が図られることとなる。しかし、アナログ方式からデジタル方式への円滑な移行が進まなければ、この電波の有効利用の効果も低くなることから、アナログ簡易無線の設備の耐用年数等を考慮し、アナログ簡易無線の周波数の使用期限をスプリアス発射の強度の許容値が変更され、既存の多くの無線設備が使用できなくなる平成34年11月30日に設定することとした。

2点目は、動物検知通報システムに関するものである。本システムは、免許不要である特定小電力無線局を使用することとしているが、これまでテレメーター、テレコントロール、データ伝送等の目的の特定小電力無線局は400MHz帯において周波数を確保しているが、野生動物の行動追跡するためには、山間部における山陰への電波の伝搬等を考慮する必要があることから、400MHz帯よりも電波が飛びやすい150MHz帯において、周波数を5チャン

ネル確保することとした。

(5) 放送用周波数使用計画の一部変更案について

(諮問第26号)

北海道における浜頓別、中標津及び釧路の地上デジタル放送の中継局に係るチャンネルの変更に伴う放送用周波数使用計画の一部変更案について、総務省から次のとおり説明があり、審議の結果、適当である旨答申した。

○ 総務省の説明

放送局のうち親局並びに空中線電力が3Wを超える大規模な中継局については、あらかじめ放送用周波数使用計画において、チャンネルを規定することになっている。本件は、北海道の中継局である浜頓別、中標津及び釧路の3局で使用する周波数の変更を行うものである。

今後開局する予定である浜頓別デジタル局については、使用する7チャンネルのうち4チャンネルについては、札幌デジタル局のチャンネルと同じチャンネルを割り当てている状況である。通常では、札幌と浜頓別の距離が200km以上離れていることから、同じチャンネルが繰り返し使用できるが、気温が上昇した場合に、海上における電波伝搬が通常の状態でない伝搬となる現象が生じるため、一時期、札幌デジタル局の電波を浜頓別デジタル局の放送区域で強く受信するということが判明したところである。その結果、季節的な混信を避けるために札幌デジタル局と同じチャンネルを使用しているチャンネルについて、変更を行うものである。

中標津及び釧路のデジタル局は、NHK総合放送に53チャンネルが、NHK教育放送に56チャンネルがそれぞれ使用されている。現在、テレビでは1チャンネルから62チャンネルまでを使用しているが、1チャンネルから12チャンネルまでのVHF帯及び53チャンネルから62チャンネルまでのUHF帯については、アナログテレビジョン放送終了後、地上デジタルテレビジョン放送以外の用途で使用することとなっていることから、53チャンネル以上を使用しているチャンネルについては、平成23年7月のアナログテレビジョン放送終了後、別のチャンネルに移行する必要がある。このことから、将来の周波数の変更を極力避ける観点から、現段階で具体的な開局時期が決まっていない一般放送事業者に割り当てている32及び47チャンネルを既に具体的な開局予定が明確に決まっている日本放送協会総合放送及び日本放送協会教育放送に割り当てること適当であることから、中標津デジタル局の日本放送協会総合放送に32チャンネル、日本放送協会教育放送に47チャンネル、一般放送事業者の総合放送に56チャンネルをそれぞれ割り当て、釧路デジタル局の一般放送事業者の総合放送に61チャンネルを割り当てることとし、放送用周波数使用計画の一部を変更するものである。

(6) 日本放送協会の放送法第9条第3項第1号の業務の認可について

(諮問第27号)

日本放送協会から申請のあった放送法第9条第10項の規定に基づく同条第3項第1号

の業務の認可について、総務省から次のとおり説明及び質疑応答があり、審議の結果、適当である旨答申した。

ア 総務省の説明

放送法第9条第3項第1号において、日本放送協会は、本来の業務のほか、当該業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において、協会の保有する施設又は設備を一般の利用に供し、又は賃貸することが可能となっており、同条第10項に基づき総務大臣の認可を受けなければならないとされている。

本件申請は、日本放送協会から保有地の供用・賃貸について、新しい種類の認可を求め、申請があったものである。

これまで、日本放送協会の施設、設備及び土地等に関する業務として、放送会館及び研究所の用地、又は放送所及び中継所の用地を一般の利用に供する業務について、認可を受けているが、他の民間放送局等から現在の認可の対象となっていない非現用地および賃貸による業務についても認可対象とする要望がある。

そのような状況を踏まえ、現在認められている放送会館及び研究所の用地を一般の利用に供する業務並びに放送所及び中継所の用地を一般の利用に供する業務の認可について、現用地に加え非現用地も対象とし、供用だけではなく賃貸も可能とするため、日本放送協会から、日本放送協会の保有する土地を地域社会の公益に資する事業等の用地として、一般の利用に供し、又は賃貸する業務とする認可申請があったものである。

本件に係る申請に関して、日本放送協会が当該業務の範囲等を定めるために放送法第9条第3項に基づく業務における協会保有地の供用・賃貸に関する実施基準を策定している。基準の内容は、対象用地については、協会の業務で使用している土地については原則1年以内とし、業務用地としての使命を終えて処分する予定の土地、又は実際の利用までに相応の期間を要する土地については、適切な期間を定め更新は原則認めないこととしている。

用途については、協会の性格に誤解を与えるおそれがなく、地域社会の公益に資するもので、近隣の土地賃貸の市場に特段の影響を与えるおそれがないとNHKが判断するものとして、類型を限定することとしている。

料金の徴収については、原則有償とし、価格は市場価格、又は市場性の少ない土地については、公租公課等や管理費を勘案して決定することとし、非常に公益性の高い場合には無償とすることも可能としている。

本件に係る申請について、放送法に基づき審査した結果、適当であると判断し、申請のとおり認可をすることとする。

イ 主な質疑応答

- ・ 日本放送協会が策定した実施基準に基づいて、土地等の賃貸等をしてよいかどうかを認可

することとなるのか、との質問に対し、個別の案件について逐一認可するのではなく、実施基準に該当する業務に対して包括的な認可を与えていただきたいものである、との回答があった。

(文責：電波監理審議会事務局)